## 議案第25号 三鷹市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

○16番(野村羊子さん) それでは、議案第 25 号 三鷹市国民健康保険条例等の一部を改正する条例について、質疑をさせていただきます。次の 26 号 介護福祉条例の一部を改正する条例とも関連がありますけども、この議案は、ともに市税の減免申請期限の変更に伴い、減免の申請期限を納期限前 7日から納期限にするものです。もととなる市税条例の改正は専決処分で行われており、もう5月の臨時議会で承認されています。議案説明にも資料のあらましにも記載がなくて、条文をきちっと──済みません、私が自分の不明を恥じているわけですが、ちょっと読み落としていまして、改めて、このですね、市税条例の改正の背景と、具体的にどの税が減免申請の期限が変更されたのかについて、まずお伺いしたいと思います。

この変更ですね、の法的な根拠、国の法律が改正されたのか、あるいは省令とか通知によるのか、それがいつ出されたのかについても確認をさせていただきたいと思います。その上でですね、今回のこの国民健康保険税、介護保険料の納期限の変更が行われておりますけども、同時に専決処分が行われずに今議会に上程されたその理由について、そしてその法的根拠、あるいはその時期ですね、改正の時期というのがさきのものと違うのであれば、それについてもお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○16 番(野村羊子さん) わかりやすい御説明をありがとうございました。条例(例)に基づいて市税条例の条例はつくっており、それが変えられた――いろいろ市民からの意見があって、納期限――これ、いろいろ私も見させていただきましたけれども、現実にこれで税務上のあれが生じないかとか、そういうようなことも評価委員会のほうで検討した結果、これ、変えてもいいんじゃないかというふうな意見として挙げられたというふうなことも見させていただきましたけども、この条例(例)ですけども、拘束性というのはどれくらいあるんでしょうかね。これと違う条文というか、その違うことを自治体が決めた場合に、どういう事態が発生するんでしょうかね。法と違うものをすれば違法ということで、そういうことは自治体としてあり得ないわけですけども、単なる例というふうな位置づけとして見ていいのかっていうこと。市民にとって不利益がないようなものであれば、それは許されるということなのか、ということであれば、もっと三鷹市としては、この条例(例)について、そのとおりではなくて、常に不断の見直しをしていくというふうなことも考えられ得るのかどうかというふうなこと。今回、4つの具体的な税が減免申請の期限が変えられたわけですけども、納期限というふうに、要するに減免が申請できる期間が

延びたということになるわけですけども、ほかにもこういうようなこと、改正が検討されるようなことっていうのが――税というか、そういうものがあるのかどうかというのを、もし検討しているようであればと思います。

それで、この国民健康保険税と介護保険料については、納期限が7月なので、今回はあえてこちらのほうで――専決ではなくこちらで、6月議会でということで、市民の不利益は生じなかったということだということを、もう一回確認をしたいと思います。お願いいたします。

## 議案第24号 三鷹市立児童遊園条例の一部を改正する条例

○16 番(野村羊子さん) 議案第 24 号 三鷹市立児童遊園条例の一部を改正する条例について討論をいたします。

会派にじ色のつばさは、まちづくり環境委員がいません。会議規則第36条では、提出者の説明を聞き、議員が質疑あるときは質疑の後、議長が常任委員会または議会運営委員会に付託するとされていますが、三鷹市議会では慣例上しないことになっていますので、この場では討論のみとさせていただきます。

中原児童遊園は高架下の公園で、今回の交通公園からスポーツ広場への転換は、北野高架下スポーツ広場の代替だということです。交通公園としての利用者数、利用頻度などは委員会配付の資料にはありませんでしたが、それよりも、団体貸し切り使用が可能なスポーツ広場にすることのほうが重要だという政策判断だと受けとめました。

高架下という高さ制限、広さ制限のある中、より要望の高い、東京外郭環状道路中央ジャンクション工事によって閉鎖となった北野スポーツ広場の代替には到底なり得ないものですが、キャッチボールなど球技ができる施設が不足していることから、今回は賛成とします。

議案第 36 号 平成 27 年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

[本会計に対する反対討論]

野村羊子委員 (にじ色のつばさ)

今回の補正額は 24 億 9,995 万 4,000 円だが、財源として取り置かれていた予備費 14 億 9,928 万 7,000 円の組み替えを含めると、39 億 9,924 万 1,000 円もの補正額となってい

る。結果的に 2015 年度の予算総額は 694 億 145 万 6,000 円と過去最高となった。

市税収入はふえてはいるが、一部法人による法人市民税の増によるもので、個人市民税などが復調したわけではない。臨時福祉給付金を初めとする社会保障費の増は、国庫支出金の増となり、消費税による地方消費税交付金増額とあわせて、全体額を膨らませている。

景気の先行きが不透明な時代、規模が大きいことがいいとは言えない。

「新川防災公園・多機能複合施設 (仮称)整備事業」での市債発行額は、当初 36 億 3,210 万円に補正額 1,300 万円を加え、36 億 4,510 万円だが、実際には 2014 年度から繰り越される市債発行が 8 億 720 万円あり、2015 年度発行額は 44 億 5,230 万円となる。その他の市債を含めると、最終的な 2015 年度の一般会計における市債発行額は、実質 52 億 3,630 万円となる見込みである。1996 年から直近 20 年の実質の借入額から見ると、新川防災公園の用地取得のための最高額となった 2012 年度の 69 億に次ぐ、巨額の発行額となる。

また、「施政方針(予算概要)」に掲載の、新川防災公園事業の説明にある割賦償還可能額、URが立てかえ払いをし、市がURと契約を交わして今後 15 年ないし 20 年で償還していく市費負担分の費用は、利子を含めると 5 年間の総額で 7 億 4,600 万円となる予定であるが、今回の質疑の中でこれは市債発行ではなく準元利償還金として実質公債費比率に算入されるだけで、地方債現在高に組み込まれない。すなわち市民には見えない借金であることが明らかになった。

規模が大きいだけではなく、しかも見えにくい借金がある本補正予算案には賛成できない。よって、反対とする。

議案第34号 平成27年度三鷹市下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、補正予算特別委員会にて賛成討論しています。

http://www.city.mitaka.tokyo.dbsr.jp/index.php/8248728?Template=doc-one-frame&VoiceType=OneHit&DocumentID=6022